

生徒・保護者の声や情報

発見・確認者→①いじめ対策推進教員・
②学年主任→教頭に連絡

教頭→校長・副校長に報告

【いじめ対応委員会】(校長・副校長・教頭・学年主任・担任・いじめ対策推進教員・生徒指導主事・養護教諭・スクールカウンセラー ※必要に応じて関係教員)

事実・内容確認

- 1 関係生徒からの聞き取り (学年・生徒指導部)
- 2 保護者への連絡 (担任)
- 3 情報共有 (いじめ防止対策委員会：校長、副校長、教頭、事務長、いじめ対策推進教員、分掌主任・主事、学年主任、食物科主任、音楽科主任)

いじめと判断

いじめではないと判断

- ・いじめ対応委員会で今後の対応検討
- ・継続した支援
- ・関係生徒の状況見守り

高等学校教育課へ報告 (校長)

《指導・助言を受ける》

【いじめ対応委員会】事実確認により、指導方針決定

・被害生徒
・被害生徒保護者への対応

・加害生徒
・加害生徒保護者への対応

・学校全体、学年、
クラス等への対応

対応について職員会議等で全職員共有

3ヶ月程度の継続的な支援
〔被害生徒、加害生徒、関係生徒との面談や観察、保護者との面談等〕

いじめ未然防止 [いじめ防止対策委員会 (生徒理解)、いじめアンケート、面談、観察、情報交換、保護者と連携]
※いじめアンケート回答用紙5年間保存

スクールカウンセラー、
専門外部機関との連携

〔相談窓口〕新潟中央高等学校 (生徒指導室) 025 (229) 2141、生徒指導課いじめ対策室 025 (280) 5124、新潟市教育相談センターいじめSOS電話相談 025 (222) 0110、24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310